

新型コロナウイルス感染症の対応について （ 県からの通知等に基づく、令和4月11月現在の対応 ）

◇下記の表を参考にご対応をお願いします。

A. 検査により、**陽性** になった場合の学校復帰までの目安



出席停止となる期間です。

【1】発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
発症	検査 陽性				症状 軽快		症状なし	登校可	要観察 登校可	要観察 登校可

・ 10日が経過するまでは、健康管理、および十分な感染防止対策をお願いします。

【2】発症日から7日間経過したが、症状がみられる場合

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
発症			検査 陽性				症状あり	症状 軽快	症状なし	登校可

・ 24時間以上の「症状なし」の経過が必要です。

B. 検査により、**陽性** になったが、**症状がない**場合の学校復帰までの目安

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
検査日					※検査 陰性			登校可

・ 6日目、7日目で発症した場合は、そこから上記「A」のカウントとなります。